

介養協第76号  
令和6年12月23日

厚生労働省人材開発統括官  
堀井 奈津子 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

会長 澤田 豊

### 離職者訓練制度の継続・恒久化等について(要望)

介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会(以下、「協会」という。)、及び協会会員の介護福祉士養成施設(以下、「養成校」という。)は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実を図るなど最大限の努力をしてきています。

しかしながら、協会の調査によると離職者訓練委託による受入人数は年々減少し、平成26年度に1,911人であったものが令和5年度は408人となっております。

国は、第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数を集計したところ、令和4年度の介護職員数から更に、令和8年度で約25万人、令和22年度で約57万人の介護職員を必要とするとされ、介護人材確保のため様々な施策を講じており、介護福祉士をその中核的役割を担う人材と位置付け質の向上を図るとされています。離職者訓練委託により受入れた方々についてもその役割を担う質の高い介護福祉士として養成し、評価を頂いているところですので、下記の要望事項について積極的な対応をお願いするものです。

### 記

#### 1. 離職者訓練制度の継続・恒久化について

この訓練(委託訓練)制度で学ぶ者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、施設運営及び雇用政策の上でも欠かせないものであることから、今後も制度の継続及び恒久化をお願いいたします。

コロナ禍において、雇用保険財政が厳しいことは承知しておりますが、産業をまたいだ労働移動促進、介護業界の更なる人材確保の観点から、制度を利用できる人数の予算枠の増加をお願いいたします。

#### 2. 平成31年1月改正の「委託訓練実施要領」に基づく強力な養成校への入学の奨励について

平成 31 年 1 月 18 日付で、「委託訓練実施要領」が改正(平成 31 年 4 月 1 日施行)され、「長期高度人材育成コース」のうち、介護福祉士及び保育士の養成課程を活用するコースでは、「概ね 45 歳未満のもの」、「長期間離職している女性等」の規制を取り外すこととされました。これに基づき、ハローワークの窓口では養成校への入学を強力的に奨励するようご指導方お願いいたします。

また、ハローワークでの募集開始時期が地域により異なっているので、早期にすべての箇所での募集開始できるようご指導方お願いいたします。

－以上－